

目 次

◇ はじめに	1
◇ 介護保険法の目的・理念等	4
◇ 法律改正の目的等	5

第1部 本編

Ⅰ 制度改正の背景	8
1 人口減少下の少子高齢社会	8
2 年齢別要介護認定者数及び認定率	10
3 認知症患者数・有病率の将来推計	11
4 総事業費と認定者数の関係	13
Ⅱ 法律の改正	15
1 平成29年度法改正の主な事項（介護保険法関連）	16
Ⅲ 地域包括ケアシステムの構築	19
1 「地域包括ケアシステム」の構築について	19
2 「地域包括ケアシステム」の構成要素	20
3 地域共生社会	21
4 保険者機能の強化、地域包括支援センターの機能強化	22
5 高齢者の居住の場の確保～施設から在宅へ～	38
Ⅳ サービスの改正（鳥瞰図）	40
1 特別養護老人ホームの入所対象者の変更（重点化）	41
2 予防給付の再編	42
3 サービス付き高齢者向け住宅への住所地特例の適用	47
4 介護予防・日常生活支援総合事業～ガイドラインの骨子～	47
5 サービス利用の流れ	53
6 関係者間の意識共有と介護予防ケアマネジメント	62
7 在宅医療・介護連携の実際の方法	63
8 総合事業への円滑な移行	65
9 介護医療院の創設について	66
10 介護支援専門員関係	67

Ⅴ 利用者負担	73
1 利用者負担の見直し（3割負担の導入）.....	73
2 補足給付の見直し（資産要件等の導入）.....	73
3 保険料の低所得者軽減強化.....	74
Ⅵ 第7期介護保険事業計画のポイント	75
Ⅶ その他	76
1 事業者情報の公表.....	76

第2部 資料編

1 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（抜粋）	80
2 介護報酬の改定.....	85
3 平成30年度介護報酬改定に関するQ&A（抜粋）	89
参考 平成30年度介護報酬改定に関する審議報告（抜粋）.....	110
4 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正等の 主な内容.....	129
5 平成30年度改正介護保険法（抜粋）.....	137
6 「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の 概要.....	148
7 基本チェックリスト.....	151
8 介護支援専門員研修制度.....	152
9 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン.....	154
10 障害高齢者及び認知症高齢者の自立度の定義	156
11 高齢者虐待防止法と虐待の定義	158
12 身体拘束について	159
13 成年後見制度と福祉サービス利用援助事業	160
14 リハビリテーション	161
15 社会福祉法人制度改革	163
16 その他	165

——表記について——

本書中「市町村」の表記は、東京都においては「特別区」を含みます。

I 制度改正の背景

- 人口減少下の少子高齢社会の進展による影響
- 医療・介護等を必要とする後期高齢者の増加等、医療・介護サービス需要の変化等
- 入院・入所から在宅での生活継続への一層の推進

介護保険制度が施行されて、18年経ちました。制度創設当時と比べて、介護保険を取り巻く環境は厳しさを増しています。サービス利用者数の増加（500万人、制度創設時の3倍超）、要介護認定率が高い後期高齢者の増加、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加及び世帯人員の減少が続き、家族の絆の希薄化や地域の絆の希薄化などといまって、世帯や地域の問題がより顕在化しています。

一方、要介護リスクが高い、後期高齢者は増え続け、医療・介護ニーズの増加が見込まれる中、社会保険制度としての介護保険制度を支える第2号被保険者の数も人口減少下で減少傾向にあります。併せて、現役世代自身、非正規労働者が約3分の1を超え、雇用環境も変化し、経済的な負担能力にも限界が生じ、介護保険の財源確保に苦慮する事態となっています。

このような社会背景から、支援を必要としているのは高齢者や障害者だけでなく、若年層、稼働層にも及びます。そこで地域の全ての住民一人一人が自分らしく活躍し、暮らしと生きがいを共に創っていく社会を目指し、分野や制度の垣根を越えて、支え手、受け手という関係も超え「他人事」になりがちな地域の事を「我が事」として主体的に取り組んでいく「地域共生社会」の考え方が示されました。地域共生社会は、世代や分野を超えて「丸ごと」受け入れ、繋がっていくことで実現を図っていくというのがコンセプトです。

1 人口減少下の少子高齢社会

1 人口の動向

2008年をピークに日本の総人口は減少に転じました。国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計によれば、2060年には、日本の総人口は、ピーク時と比較して約4,200万人が減少し、8,808万人となると予測されています。

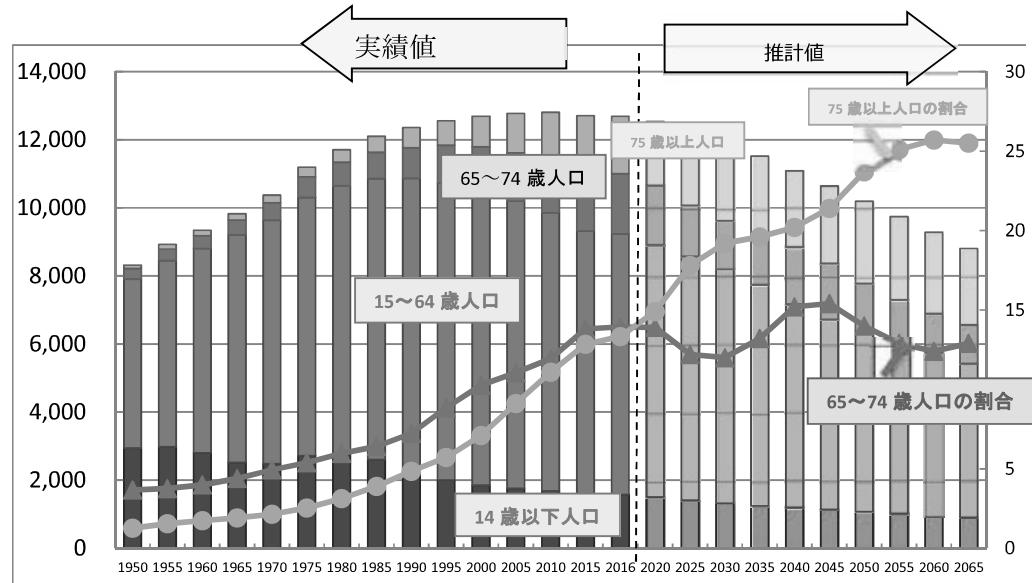
人口減少の特徴は、次世代を担う年少人口の減少、働き手である生産年齢人口の減少等により総人口は減少しますが、65歳以上の高齢者の絶対数は、人口減少下にあってもしくは増加し続けます。

その高齢者人口も、前期高齢者（65歳～74歳）の人口はまもなく頭打ちになる一方で、75歳以上の後期高齢者の人口は、絶対数・割合ともにしばらくは増加し続けます。

【図1】のグラフにもあるように、前期高齢者と後期高齢者の絶対数は、2015年から2020年の間に入れ替わり、後期高齢者は絶対数においても逆転し（2017年頃）、その後、しばらくは増加し続けます。

人口構成の変化は、高齢問題に留まらず、年少人口が減少し続ける限り、人口減少下の少子高齢社会は止まらず、生産年齢人口の減少も続きます。どこかで人口構成の安定化を図れない限り、今後とも人口減少下の少子高齢社会が続きます。

【図1】人口減少下の少子高齢社会



資料：2016年までは総務省統計局「国勢調査」および「人口推計」、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年4月推計）中位推計」

（厚生労働省資料より）

2 高齢夫婦世帯、高齢単独世帯の増加

そのような中で、高齢夫婦世帯、高齢単独世帯の増加が顕著になっています。世帯数自体は、世帯人員の減少（1960年4.14人、1980年3.25人、2010年2.42人）に伴い、1970年の3,030万世帯、2000年の4,678万世帯、2010年の5,093万世帯と増加しています。その中であって、高齢夫婦世帯及び高齢単独世帯が増え続けています。

高齢夫婦世帯は2000年には366万世帯、2010年には525万世帯、2016年には752万世帯へと増加しています。高齢単独世帯も、2000年の303万世帯から、2010年の458万世帯と大きく増加しています。

高齢夫婦世帯や、高齢単独世帯は今後も増加が見込まれていますが、高齢者の塊が前期高齢者から後期高齢者に移行することで、要介護等のリスクが上昇します。

また、孤独死や社会からの孤立も進むものと思われます。これらの問題への対応も待ったなしの課題となります。